

保存版 2014. 4. 1

大豆戸フットボールクラブ規約

《本規約は特定非営利活動法人 大豆戸フットボールクラブ定款に基づく》

「名称及び所在地」

第1条 本クラブは大豆戸フットボールクラブ（以下大豆戸FC という）と称し所在地を理事長が指定する場所に置く

「会員」

第2条 会員及び保護者は本クラブの目的に賛同し本クラブ規約を遵守できるものとする

「目的」

第3条 本クラブはスポーツを通じて能力に応じた技術、体力及び健全な精神の育成と人格の形成を図り、会員相互の

親睦交流を深め地域社会におけるスポーツ活動の振興に寄与することを目的とする

「活動」

第4条 本クラブは前条の目的を達成する為に必要な諸活動を行う

「役員及び社員」

第5条 ①本クラブに次の役員及び社員をおく

- a) 理事 3人以上7人以内
- b) 監事 1人以上3人以内
- c) 社員 10人以上（理事、監事含む）

理事のうち1人を理事長とする

②職務

- a) 理事長は本クラブを代表し組織全般を統括する
理事は理事会を構成し本クラブ運営を実施する
- b) 監事は運営及び会計を監査する
- c) 社員は総会の構成員とし理事長の召集により理事会に出席する

③任期

役員任期は2年とするが再任は妨げない

社員任期は1年とするが再任は妨げない

欠員により補充された役員任期は前任者の残在任期間とする

「委員」

第6条 ①本クラブに次の委員を置く

- a) 広報 若干名 b) 学年担当 各学年若干名

②委員の任期

委員任期は1年とするが再任は妨げない

欠員により補充された委員任期は前任者の残任期間とする

「総会」

第7条 総会は理事・監事・社員をもって構成され年1回開催する

「会計」

第8条 ①本クラブの会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる

②本クラブの会計監査は監事が行う

「細則」

第9条 本規約が定めない事項及び運営上必要な細則は、理事会が定める

附 則

1、本規約は、平成26年4月1日（2014年）より施行する

細 則

<会員>

① 本クラブの会員は幼児・小学生・中学生・大人で所定の入会手続きを行うものとする

② 退会 所定の退会手続きを行い受理された時

③ 資格の喪失

会員の小学生卒業時（3月31日）をもって、会員としての資格を喪失する

④ 資格の停止及び除名

会員が次の1つに該当する時、理事会は本クラブの会員としての資格を停止、若しくは除名することができる

a) 本クラブの名誉を傷つける又は秩序をみだす行為があった時

b) 本規約、施設利用規約及び本クラブが定める諸規則に違反した時

c) 会費等、諸費用の支払いを3ヶ月以上滞納し、請求があっても完済しない時

d) その他、本クラブが資格の停止、除名を妥当と認めた時

⑤ 会費及び諸費用

会員は会費及び諸費用を所定の方法で本クラブへ支払わなければならない

a) 会費及び諸費用の種類・金額・支払い方法・時期等は本クラブが定め入会案内書に明記するものとする

b) 一旦納入した会費及び諸費用は返還しないことを原則とする

⑥ スポーツ傷害保険加入

会員は本クラブが定めるスポーツ傷害保険に加入することを義務づける

⑦ 事故の責任賠償

a) 会員は本クラブの活動場所において本クラブが定める諸規則及び施設利用諸規則に基づき、施設管理者並びに指導者の指示に従って行動することとし、これに違反して盗難、障害の事故が起こっても会員は本クラブ及び指導者に対して一切の責任を問わない

b) 活動開始にあたって、集合が完了するまでと、指導者の活動終了、解散宣言後（大豆戸FC

の管理下でない時において) 万一事故が起こった時は、指導者及び理事長の責任を問わないものとする

c) 各大会・練習試合・その他の行事において車を使用した場合に起きた事故、トラブル等に関しては本クラブ及び運転者に一切責任を問わないものとする

d) 本クラブが計画した行事、活動に参加中(大豆戸FCの管理下において万一事故が起こった時)においてもスポーツ安全協会の傷害保険適用範囲内で当事者に対して補償される以外は自己負担とし指導者及び理事長の責任を問わないものとする

e) 会員が施設利用中の施設器具などを故意又は過失により破損させた場合には、保護者は損害賠償の責任を負うものとする